

7 都市防災の方針

～災害に強く安全なまちを実現するために～

1. 現況と課題

1) 過去の被害区域

(1) がけ崩れ

平成 14 年から平成 25 年までの 12 年間で、市内の 389 箇所でがけ崩れが発生しています。

特に平成 16 年 10 月の台風 22 号の影響により、多くのがけ崩れが発生しています。

表 過去のがけ崩れの発生状況（単位：件）

年	H14	H16	H23	H25
鎌倉	4	156	1	1
腰越	-	42	-	-
深沢	-	96	-	-
大船	1	54	-	-
玉縄	-	33	-	1
合計	5	381	1	2

※がけ崩れ発生 10 件以上、または、人的被害・家屋被害のあったものを記載しています。 [資料]総合防災課

(2) 浸水

平成 14 年から平成 25 年までの 12 年間で、台風等により、全壊が 2 件、半壊が 7 件、床上浸水が 103 件、床下浸水が 232 件発生しています。

特に平成 16 年 10 月の台風 22 号の影響により、多くの被害が発生しています。

表 過去の浸水等の発生状況（単位：件）

年	H14	H16	H22	H23～H25
全 壊	1	1	-	-
半 壊	-	5	2	-
床上浸水	-	103	-	-
床下浸水	-	232	-	-

※人的被害・家屋被害のあったものを記載しています。 [資料]総合防災課

2) 法指定危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

県により、市内の 90 箇所（約 162ha）が指定されています。

(2) 砂防指定地

県の砂防指定地域として、市内の滑川（一部）、二階堂川、吉沢川、太刀洗川の 4 河川が指定されています。

(3) 宅地造成工事規制区域

宅地造成等規制法に基づいて指定されており、宅地造成計画の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を行っています。

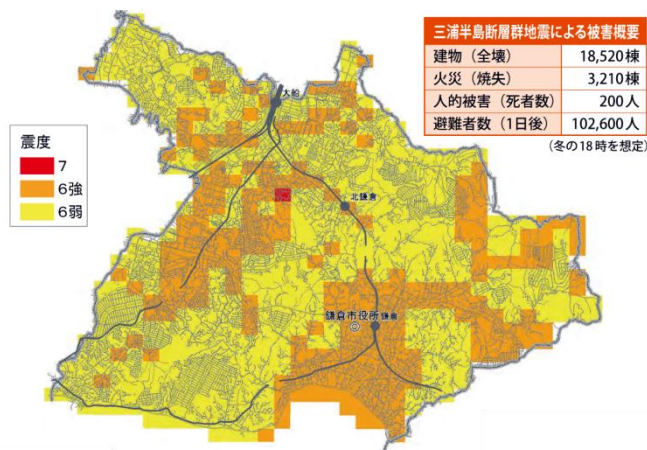
3) 地震・津波の想定

(1) 予想される地震

「鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編）」（平成 25 年 2 月）では、国・県による調査結果をもとに 15 ケースの地震・津波を想定し、計画の前提条件としています。

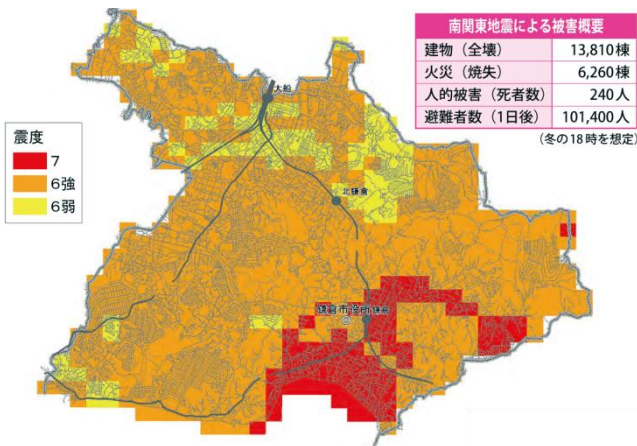
地震発生 of 蓋然性が高く、本市に大きな影響を与える地震は、三浦半島断層群地震と南関東地震となっています。

図 三浦半島断層群地震（マグニチュード 7.2）



[資料]神奈川県「地震被害想定調査」(H21.3)

図 南関東地震（マグニチュード 7.9）



[資料]神奈川県「地震被害想定調査」(H21.3)

(2) 想定される津波

東日本大震災の後に施行された「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年 12 月制定)において、2つの津波のレベルに区分した防災・減災対策が求められることになりました。

○レベル 1 津波（L 1 津波）：津波防護レベル

・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

○レベル 2 津波（L 2 津波）：津波減災レベル

・発生頻度は極めて低いものの、発生時には甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

平成 24 年 3 月に公表された津波の想定では、慶長型地震において、L 1 津波で 8.0m 津波高のものが 30 分程度で到達し、L 2 津波で 14.5m 津波高のものが 40 分程度で到達となっています。

表 想定される津波

		L 1 津波 (H24.3 公表)	L 2 津波 (H24.3 公表)			新たな津波浸水予測 (H27.2 県公表)	
想定地震		県想定 南関東地震	県想定 明応型地震 ※浸水範囲が最大	県想定 慶長型地震 ※津波高が最大	南海トラフを 震源とする 巨大地震	県想定相模トラフ (西側モデル) ※津波高が最大	県想定相模トラフ (中央モデル) ※浸水範囲が最大
発生間隔		200～400 年	—	—	300～500 年	2,000～3,000 年 もしくはそれ以上	(同左)
発生確率 (30 年以内)		ほぼ 0%～5%	—	—	70%程	ほぼ 0%	(同左)
地点		坂ノ下	坂ノ下	坂ノ下	由比ガ浜	七里ガ浜	七里ガ浜
第一波	到達時間	11 分	56 分	43 分	31 分	—	—
	波高	3.1m	10.3m	4.5m	1.0m	—	—
最大波	到達時間	32 分	84 分	80 分	60 分以上	10 分	26 分
	波高	8.0m	12.9m	14.5m	9.2m	14.5m	12.6m

しかし、平成 27 年 2 月に神奈川県から新たに公表された津波浸水予測(相模トラフ地震)では、慶長型と同規模の津波が約 10 分で到達する想定も含まれており、十分な避難時間が確保されない恐れがあります。今後、想定津波のレベル分けなどは、県等との協議を踏まえて決定していきます。

4)避難場所等

①避難所（ミニ防災拠点）

市立小・中学校（25 箇所）をミニ防災拠点として位置付け、非常食、毛布、防災資機材等を備蓄しています。

②広域避難場所

地域や避難所が火災に巻き込まれるような危険な状況になった場合等に、煙や輻射熱から生命を守る避難場所として、一定規模以上の面積を有する空地（18 箇所）を広域避難場所として位置付け、安全に避難できる環境を確保しています。

③補助避難所（予備避難所）、風水害等避難場所

必要に応じて、国・県立及び市立の学校等（11 箇所）を補助避難所として指定しています。

また、大規模な災害が発生する場合等において、避難所（ミニ防災拠点）や補助避難所に加えて、自治・町内会館等を風水害等避難場所として開設します（計 79 箇所）。

④津波一時避難施設

地震を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するための施設として、津波来襲時の緊急避難建築物（津波避難ビル、30 施設）や津波来襲時の緊急避難空地（24 箇所）を指定しています。

2. 考え方

1)安全・安心なまちづくりの推進

(1)減災力の強化

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、自然災害を完全に予想し防ぐことは困難であるものの、被害を最小限に抑える「減災」の観点をより重視して、避難を軸としたまちづくりに取り組みます。

「強くしてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 11 月施行）等の関係法令を踏まえ、防災・減災対策を推進します。

(2)適切な施策の組み合わせ

①多重防御

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備や施設の耐震化等のハード対策と、高台等への避難や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた「多重防御」による総合的な都市づくりを推進します。

②連携・役割分担

行政による「公助」による対応策を検討していくとともに、市民、事業者等による「自助」（自分の生命及び財産を自ら守る）、「共助」（地域や身近にいる者同士が助け合う）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととします。

③平常時と非常時

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

2)地域自立型の防災対策の推進

(1)自立的防災空間の形成

緑により分節化された鎌倉の都市構造や歴史的

な発展の経緯を踏まえて、地域の防災性を高めることとし、それぞれの地域特性をいかした自立型の防災市街地空間の形成を図ります。

(2)災害に強いコミュニティの育成

生活圏の広がりに応じて柔軟に、かつ総力をあげて災害に対応していくため、コミュニティ活動のネットワークづくり等、生活圏に対応した自主防災活動を支援し「災害に強いコミュニティ」を育成します。

3)来訪者を含めた災害弱者の安全対策

(1)ハンディキャップのある災害弱者対策

高齢者を含めた災害弱者が災害に対処するには多くの困難を伴うことから、全ての都市防災対策に対して災害弱者の視点からの検討を加え、対策を強化します。

(2)観光客等の来訪者対策

面積・人口あたりに占める観光客数の多い本市では、災害時に多くの観光客などが帰宅できなくなることが予測されることから、混乱を防止するための対策に取り組みます。

4)古都鎌倉を守り育てる安全ネットワークの形成

(1)安全性の高い都市空間の形成

緑により分節化された市街地を単位とした防災化に努め、市街地の安全性の確保と共に、歴史的遺産や自然環境の保全を図ります。そのために、総合的、計画的な土地利用の誘導と拠点や市街地の整備を進めます。

(2)緑、オープンスペースのネットワーク

災害時に柔軟に対応できる緑やオープンスペースの保全、整備に取り組み、それらのネットワーク化を図ります。

(3)陸、海、空の交通、輸送路のネットワーク

分節化された市街地の災害時の孤立化を防ぐため、道路交通基盤の安全確保や整備のほか、陸、

海、空の多様な交通、輸送路のネットワーク化を図ります。

3. 具体的な方針

1) 災害予防対策の実施

(1) 災害に応じた防止対策の実施

① 水害予防

ア. 河川の改修

県が維持管理している二級河川の滑川、神戸川、柏尾川の改修を推進します。また、市が管理している準用河川の神戸川(二級河川の部分を除く)、砂押川、小袋谷川、新川の改修も継続して実施していきます。

イ. 公共下水道(雨水)の改修

公共下水道事業の認可を受けている地域の雨水排水施設の改修及び維持補修工事を行います。

ウ. 砂防対策

県の砂防指定地域として指定されている滑川(一部)、二階堂川、吉沢川、太刀洗川の4河川について、土砂災害の発生する恐れが高い箇所を優先に砂防工事を実施していきます。

② がけ崩れ等災害予防

ア. がけ崩れのおそれのある箇所の把握

がけ崩れ、土石流等により人家に被害を及ぼすおそれのある箇所や、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼすおそれのある箇所を、県と連携しながら調査・把握すると共に、関係する土地所有者等に対し、その安全対策について指導・助言を行います。

イ. 急傾斜地崩壊危険区域の対策

市が窓口となり、県が行う「急傾斜地崩壊危険区域」の指定及び急傾斜地崩壊防止工事の実施、区域内の行為制限等について要望すると共に、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。

ウ. 土砂災害防止対策

防災工事を行うものに対し、既成宅地等防災工

事資金助成制度により、防災工事の促進を図ります。

エ. 森林の災害予防

災害等の発生が予想される森林については保安林の指定を国・県に要請し、保安林治山事業の実施に協力します。

また、緑地における間伐、枝払いなど、災害を防ぐための適切な維持管理を実施します。

③ 火災予防

大規模集客施設や病院などの特殊建築物、一般住宅、文化財施設等について、火災予防のための指導及び建物からの避難経路の確保に取り組みます。また、市街地を取り囲む山林の火災予防にも取り組みます。

④ 地盤の災害予防

ア. 液状化対策

国や県が策定した建築物の液状化対策のマニュアル等の普及を図ります。

公共公益施設の設置にあたっては液状化の発生防止対策、施設の被害を防止する対策等の実施に努めます。

イ. 大規模盛土造成地対策

谷や沢を埋めた造成宅地又は傾斜地盤上に腹付けした大規模な造成宅地については、崖崩れ又は土砂の流出による被害が発生する恐れがあることから、既存の造成宅地について大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認を実施し、必要に応じた対策を行います。

(2) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

① 計画的な土地利用の推進

災害に強い都市基盤の整備は、適正な土地利用を推進することを基本とします。特に、地震防災の観点から、市街地における上下水道、生活道路、公園等の整備、住工混在の解消、商業地域における再開発の促進及び駐車場の整備等の推進を図ります。

②災害に強いまちづくりの推進

これまでも都市防災構造化を図るため、都市基盤の整備を進めてきましたが、今後も、避難場所及び避難路の整備を含め、密集市街地を防災街区として整備し、防災に関する機能の強化を図るために、都市防災基本計画の策定に取り組む等、災害に強いまちづくりの推進に努めます。

③防火地域・準防火地域の指定

防火地域・準防火地域の指定について、用途地域や容積率との連携を基本に、避難場所、緊急輸送路、防災拠点等も考慮して、その拡大を検討します。

④造成地の災害防止対策

宅地造成等規制法及び都市計画法などの法令に基づき、安全性に配慮した指導を行い、事業を許可していきます。

⑤自然災害回避（アボイド）行政の推進

自然災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して自然災害を回避した安全な土地利用を促進します。

⑥市街地の開発・整備

大船拠点や深沢拠点等において市街地整備・開発事業により災害に強いまちづくりを進めると共に、その他、防災上再開発等が必要と考えられる地区においても、各種事業手法による整備を促進していきます。

(3) 歴史的遺産と自然環境の保全

歴史的遺産と自然環境の保全を図りつつ、安全な都市空間の確保に努めます。

歴史的風土保存区域を始め、重要な歴史文化資源と結びついた緑は、延焼防止機能を有することから、その保全に努めます。

(4) 公園、緑地等の防災空間の確保

①都市の安全性を高める緑地の保全、創造

減災の観点から、市街地を分節して輻射熱を軽

減させ、延焼を防止する緑地の保全・創造を図ります。

避難所（ミニ防災拠点）や避難場所となる学校校庭や都市公園等での、防災・減災機能を向上させる緑化を推進します。

②都市公園の計画的整備

防災公園街区整備事業等を活用し、防災機能を備えた公園の整備を行います。

③市街地の安全性を高める緑やオープンスペースのネットワーク形成

自然災害に伴う市街地火災時に、輻射熱を軽減させ、延焼を防止する、災害時の安全な避難につながる緑やオープンスペースを創造し、都市の安全性を向上させる緑及びオープンスペースのネットワークの形成に努めます。

(5) 交通環境の整備

①道路の整備

ア. 道路の整備

災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火等の災害活動を迅速かつ円滑に実施するため、防災拠点へのアクセス強化や、市街地と高速道路のアクセス強化等に必要な道路ネットワーク整備を、国や県と一体となって進めます。また、狭あいな道路の拡幅や老朽化が進む橋りょう及び道路施設の計画的な修繕等、安全な生活道路の整備を進めます。

イ. 電線類の地下埋設化

ライフライン機能の確保と併せ、避難路の確保及び救護活動の円滑化のため、関係事業者と協力し電線類の地中化を促進します。

ウ. う回路の整備

災害時において道路が被害を受けた際、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し、緊急時に備えます。

②橋りょうの整備

既設の橋りょうは、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、併せて耐震化を図り、不測の災害に備えていきます。

③災害に備えた道路交通環境の整備

本市の地理的条件から、災害時における道路交通の確保は極めて重要であり、ハード・ソフト両面からの交通環境の整備を推進します。

- ・交通安全施設の補強等による耐震性の向上
- ・災害発生時の適切な交通規制
- ・災害発生時における放置車両等の排除措置
- ・災害発生時における情報提供の充実
- ・災害に備えた安全の確保

④公共交通機能の向上策の検討

東日本大震災では、災害時、自動車に過度に依存している状況への対応の脆弱さが、課題として露呈しました。

本市では、地形的な制約等から短期的な道路整備は困難であること、慢性的に混雑した状況となっていることから、平常時から自動車利用の抑制を前提とした上で、自家用車に代わる交通機能としての鉄道、モノレール、バス、タクシーの活用などの調査・研究を進めます。

(6) ライフライン等の安全対策

電気、ガス、上下水道等のライフラインについては、災害時においても機能を確保できるよう、各事業者と協力し、施設の多重化や代替設備の整備、主要設備の耐震化や液状化対策等を進め、施設の安全性のより一層の向上に努めます。

また、災害時の飲料水や生活用水を確保するため、井戸水の活用を図ります。

情報、通信システムの安全確保についても取り組みます。

(7) 危険物施設等の安全対策

火災爆発や流出事故等を防止するため、危険物施設の現状を把握し、関係法令等に基づく安全確保対策を推進します。

(8) 建築物の安全確保対策

①既存建築物の耐震対策

「鎌倉市耐震改修促進計画」（平成 27 年度改定予定）に基づき、地震防災上重要となる建築物の耐震性向上に努めると共に、一般建築物の耐震性促進のための指導や啓発を行います。

②ブロック塀、石垣等の対策

ブロック塀、石垣等については、生け垣等への変更を促進します。

③落下物対策

建築物の外壁、タイル、窓ガラス及び看板等の落下する危険のある物について、実態調査と改善指導を強化します。

(9) 住宅対策

古い木造住宅が密集している地域や道路、都市基盤未整備の地区、老朽化したマンションなどについては、災害に対処するため、住環境の改善を促進すると共に、住宅等の改善補強・建替えの推進方策を検討します。

2)避難、援助体制の強化

(1) 避難場所の確保及び整備

①集合場所

被災時の避難については、まず、自主防災組織が定めた「集合場所」に一時的に避難し、その後集団で「避難所（ミニ防災拠点）」に避難します。

さらに、必要に応じて「広域避難場所」に避難します。

②避難所（ミニ防災拠点）

市立小・中学校のミニ防災拠点では、災害時の電源の多様化を図るため、太陽光などの再生可能エネルギーの活用等を継続します。

③その他の避難所

協定などに基づき、災害時の状況により、一時滞在施設（帰宅困難者用）、二次避難所、福祉避難所を開設します。

(2) 帰宅困難者対策

①一斉帰宅者の発生の抑制

市内の企業や学校等に対して、従業員・生徒のほか、観光客等について、一斉帰宅の抑制及び一時収用を図るよう要請します。

②帰宅困難者への支援対策

帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所を指定すると共に、鉄道事業者、警察署、事業所や自主防災組織等と協力して帰宅困難者の誘導體制を構築します。

(3) 緊急輸送路等の確保

①緊急道路の確保

災害により孤立化が予想される地域については、道路、橋りょうの補強強化を最優先課題とし、孤立化予想地域へのアクセス道路やう回路の整備に努め、交通手段が迅速に確保できるように努めます。

また、県が指定している緊急輸送道路を補完するものとして、浸水予測や、災害予測を考慮した上で、必要に応じた緊急輸送道路を指定していきます。

②海上輸送路の確保

県が指定している湘南港のほか、小型船舶が接岸する腰越漁港の活用について検討します。

③ヘリコプターの臨時離着陸場の整備

現在 17 箇所を指定していますが、ヘリコプターの臨時離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めます（大型ヘリコプターへの対応を含む）。また、緊急医療を要する被災者の受け入れ病院にアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保に努めます。

(4) 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備

現在、市の公共施設や小・中学校などに、コンテナ型防災倉庫や防災備蓄庫を設置していますが、防災倉庫等の設置について計画的な推進を図ります。さらに、太陽光など再生可能エネルギーを活用した、自立電源の確保を検討します。

また、救援物資ターミナルを設置して、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。

(5) 災害時の情報伝達の実施

災害が発生した場合における避難誘導等緊急的な内容を、防災行政無線や情報通信技術（ICT）の活用など多様な情報伝達手段を活用し、速やかに行います。

観光情報と防災情報を兼ねた案内板の設置など案内システムの整備を図ります。

(6) 避難計画の策定

①市民が主体となった地域避難計画の策定

東日本大震災の被害を目の当たりにし、津波から命を守るために自分たちでできることから始めようという機運が高まり、津波避難地図を作成する地域がありました。

津波避難に限らず、今後は、地域住民・企業・NPO 等と市・関係機関が協力して避難計画、防災・減災対策を検討するなど、地域のまちづくりに関する協議会の設立を目指します。

②地域の防災・減災まちづくりの推進

地域における避難計画の検討を契機として、散策路の整備（日常的には健康づくりの場となり、非常時には避難路となる等）や一人暮らし高齢者への対応、土地利用のあり方なども含めて地域全体の防災・減災力の向上を図り、災害への備えを強化します。

また、本市でも、横断的な庁内体制を構築し、地域防災計画、都市計画、交通計画等の計画相互の有機的な連携を図り、日常の計画行政から、関係部局による共同の取り組みを進め、防災・減災の観点を取り入れたまちづくりを推進します。

3) 津波に強いまちづくり

(1) 津波の想定に応じた対策

①避難路、避難施設、案内板等の整備

津波の想定にかかわらず、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による高台への避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、避

難場所、避難路の確保、案内板の設置など、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

地理的条件や土地利用の実態など、地域の状況により、このような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して、民間施設の活用や避難施設の新設による避難場所の確保などに努めます。

②レベル1 津波への対応

最大クラスの津波（レベル2 津波）に比べて、津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1 津波）に対しては、津波高に対応した海岸保全施設等の整備を基本とします。

海岸保全施設等の計画・整備については、県が行うことになっていますが、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、地域特性を考慮しながら、国道134号道路護岸の補強や、老朽化した海岸保全施設の改修、及び海拔の低い地域への防潮堤や防潮扉等の海岸保全施設の整備を検討します。

市民や海浜利用者の安全確保を第一に考えて、住民合意に配慮しながら、地域の地勢、景観、利用実態に合わせた海岸保全施設の計画的整備を県に要請していきます。

③レベル2 津波への対応

最大クラスの津波（レベル2 津波）に対しては、海岸保全施設等の整備で対応できる規模では無いことから、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上や、津波一時避難施設や避難路の整備・確保などの警戒避難体制の整備等の対策を講じることを基本としますが、新たな津波想定（平成27年2月県公表）を踏まえて今後精査を図ります。

(2) 沿岸部における土地利用

①現行の土地利用の維持

発生頻度が比較的高い津波（レベル1 津波）に対しては、海岸保全施設等の整備により浸水被害

の減少が期待されます。

これを考慮すると共に、海と共に発展してきた本市の地域特性を踏まえ、浸水想定区域内の避難の迅速化を図り、現行の土地利用の維持を基本とします。

②公共公益施設の再配置の検討

公共施設、災害時要援護者に関わる施設を新設する場合は、できるだけ津波浸水の危険性の低い場所に立地するよう誘導します。

浸水区域に既に立地している公共公益施設については、「鎌倉市公共施設再編計画」（平成27年3月）等と調整を図り、再配置（現位置または移転）について検討します。

現位置に残る場合は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図ります。

③建物高さの検討

現在、津波浸水区域には建物高さの制限が指定されていますが、津波避難困難地域等において津波一時避難施設が必要となる場合には、周辺の低層住宅地に配慮した上で、特例的な施設高さの基準を検討します。

(3) 計画的な災害対策の推進

①土地利用計画の作成

上記を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月施行）に基づく警戒区域※の指定や「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための減災・防災等に資する国土強靱基本法」（平成25年11月施行）等の制度を活用するなどにより、市民合意を得ながら、沿岸部における土地利用について具体的に検討します。

※警戒区域には、3つの区域があります。

- ・津波災害警戒区域（イエローゾーン）：津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備する区域。
- ・津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）：生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあり、一定の建築行為・開発行為を制限する区域（社会福祉施設、病院、学校等）。
- ・条例による区域（レッドゾーン）：津波災害特別警戒区域のうち、住宅等の建築行為・開発行為を市の条例により

規制の対象に追加する区域。

②仮設居住計画の検討

被災後の応急対策を迅速に行うために、仮設居住計画について検討します。

最大クラスの津波（レベル2津波）が襲来した場合の被災想定を行い、仮設住宅の必要戸数を算出した上で、仮設住宅の整備用地について検討します。

整備用地については、東日本大震災の教訓を踏まえ、仮設住宅は長期に使用する可能性があるこ

とや、最大クラスの津波（レベル2津波）が次に襲来するのは数百年～千年後になること等を考慮すると、高台（緑地）や農地ではなく被災現地に仮設住宅を整備すること、最初から浸水区域に本設の復興公営住宅を整備すること等も想定されます。

仮設居住計画を踏まえ、復旧・復興計画を検討します。

図 都市防災の方針

